資料４

傍　聴　要　領

久喜市都市計画審議会

１　傍聴する会議の手続

（１）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、終了となります。

（２）傍聴者は、事務局の指示に従って会議場に入室してください。

２　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が、会議を傍聴するにあたって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

３　会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴する時は、次の事項を守ってください。

（１）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（２）会議場において発言しないこと。

（３）飲食又は喫煙をしないこと。

（４）みだりに席を離れないこと。

（５）ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等、示威的行為をしないこと。

（６）他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

（７）会議場において、撮影、録音、その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

（８）前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。